

所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わりました！

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化^(※)されました！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

〈申請義務の内容〉

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で相続登記がされていないものについても、義務の対象になります。

- ▶ 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- ▶ 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- ▶ 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- ▶ 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



制度について詳しくは、
以下の二次元コードか、
「法務省 所有者不明」で検索！

